報告第１５号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

委任専決第６号

自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和８年１１月１６日

淡路市長　戸　田　　敦　大

１　損害賠償の額　３０，１４０円

２　相手方

（１）　使用者

ア　住　所　淡路市[redacted]

イ　氏　名　[redacted]

（２）　所有者

ア　所在地　東京都千代田区丸の内１丁目５－１

イ　名　称　株式会社パソナグループ

３　和解条項

（１）　淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金３０，１４０円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

（２）　相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

４　事件の概要

令和８年９月８日午後２時４５分頃、相手方が運転する自動車が市道神ノ木線を走行中、大雨に伴い同路線の横断側溝から越水した水の浮力により浮上し移動したグレーチングに同車両の左下側が接触し、車両左下付近に損傷を与えた。